

役員に適切なインセンティブを付与するための規律の整備に関する論

点の検討（2の2）

（前注1）会社役員賠償責任保険（D&O保険）に関する規律の整備については、第三読会以降において検討する。

（前注2）本部会資料においては、特に必要と思われる事項についてのみ、補足説明を記載している。

第2 会社補償に関する規律の整備

会社補償に関する規定を次のとおり設けることについて、どのように考えるか。

（補足説明）

第一読会においては、一定の範囲で会社補償が許容されるという解釈があること等を理由に会社補償に関する規定を設けることについて消極的な意見も一部あったが、①現行法上株式会社と取締役間の会社補償に関する契約の締結は直接取引（会社法第356条第1項第2号）として利益相反取引に該当することになるため、会社補償に関する規定を設け、当該契約については利益相反取引規制を適用しないものとした上で、それに代わる適切な規定を設ける必要があるという意見、②現行法の解釈上の疑義を払拭し、法的安定性を高めるために、会社補償に関する規定を設けるべきであるという意見、③会社補償に関する規定を設けることで現行法上許容されない範囲についても新たに会社補償を許容することができるようになるという意見など、会社補償に関する規定を設けることについて積極的な意見が多く出された。

1 補償契約

株式会社は、次に掲げる費用等の全部又は一部を株式会社が補償することを約する契約（以下「補償契約」という。）を取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人（以下「役員等」という。）と締結することができるものとする。

① 次に掲げる事由がある場合には、当該役員等が当該事由により要する費用（相当と認められる額に限る。）

ア 当該役員等が、その職務の執行に関し、責任の追及に係る請求を受けたこと。

イ 当該役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われることとなったこと。

② 当該役員等がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う場合において、善意でかつ重大な過失がないときは、次に掲げる損失（当該株式会社が当該第三者に対して当該損害を賠償する責任を負う場合に

において、当該株式会社が当該損害を賠償するとすれば当該役員等が当該株式会社に対して会社法第423条第1項の責任を負うときは、当該責任に係る部分を除く。）

ア 当該損害を当該役員等が賠償することにより生ずる損失

イ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該和解に基づく金銭の支払により生ずる損失

(補足説明)

1 本文は、補償契約を締結しない場合であっても、会社法第330条及び民法第650条に基づき一定の範囲で取締役に対する会社補償が認められるときがあることを否定するものではない。

2 第一読会においては、役員等が善意無重過失であるかどうかを問わず役員等が防御活動に要する費用(本文①)を補償することができるものとしていることについて消極的な意見が出された。

しかし、他方で、①役員等が善意無重過失であることを要件にして補償の範囲を画することでは利害調整が難しい場合があるという意見や、②役員等に故意又は重過失が認められるおそれがある場合であっても、役員等が適切な防御活動を行うことができるようにこれに要する費用を株式会社が負担することを認めるべきであるという意見があった。また、本文①においては、補償をすることができるのは「相当と認められる額」の範囲に限られることとなるため、役員等が悪意又は重過失である場合であっても、補償が無制限に認められることとはならない。さらに、本文①は、株式会社が、任意に、補償契約において、役員等が悪意若しくは重過失である場合又はその他役員等の行為の態様等が悪質である場合等について役員等に補償をした金銭の返還を請求することができる旨を規定しておくことを禁止するものではない。これらを踏まえれば、役員等が悪意又は重過失である場合についても補償を認めるかどうかについては、法律で画一的に制限せず、株式会社の判断に委ねることによいとも考えられる。

3 本文①においては、役員等に対して責任を追及する者について限定を付しておらず、株主が株式会社のために責任を追及する場合(いわゆる株主代表訴訟の場合)や、株式会社が責任を追及する場合をも補償をすることができるものとしている。第一読会においては、後者の場合にも補償を認めることについて、敵に塩を送ることとなり、なれ合い訴訟的になってしまうという意見も出された。

しかし、株式会社が責任を追及する場合であっても、例えば、株式会社の支配権に異動が生じた場合や、株式会社内において内紛が生じている場合には、なれ合いの懸念が必ずしも妥当しないという考え方もあり得る。また、補償をすることができるのは「相当と認められる額」の範囲に限られることから、株式会社は、役員等が不相当に高額な費用を支出したとしてもその全てを負担することとはならない。さらに、役員等に対して適切なインセンティブを付与するという会社補償の趣旨からすれば、株式会社による責任の追及であっても、第三者又は株主による責任の追及と同様に、株式会社が役員等が防御活動に要する費用を補償することを予め約することができる余地を認めるべきであるという考え方もあり得る。そし

て、本文①は、株式会社が、任意に、補償契約において、株式会社が責任を追及する場合を補償の対象から除外することを禁止するものではない。これらを踏まえれば、株式会社が責任を追及する場合を補償の対象から除外するかどうかについても、法律で画一的に制限せず、株式会社の判断に委ねることによいとも考えられる。

2 株主総会の決議又は取締役会の決議

【A案】 補償契約の締結と補償の実行の双方について株主総会の決議又は取締役会の決議を要するものとする案

- ① 補償契約の内容の決定及び補償契約に基づく補償をする旨の決定は、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならないものとする。
- ② 取締役会設置会社においては、取締役会は、①の決定については、取締役又は執行役に委任することができないものとする。

【B案】 補償契約の締結についてのみ株主総会の決議又は取締役会の決議を要するものとする案

- ① 補償契約の内容の決定は、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならないものとする。
- ② 取締役会設置会社においては、取締役会は、①の決定については、取締役又は執行役に委任することができないものとする。
- ③ 取締役会設置会社においては、補償契約に基づく補償をした取締役及び当該補償を受けた取締役は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を取締役に報告しなければならないものとする。

（補足説明）

A案は、第一読会と同様に、補償契約の締結及び補償契約に基づく補償の実行の双方について株主総会の決議又は取締役会の決議を要するものとする案である（会社法制（企業統治等関係）部会資料4 第3の2）。しかし、第一読会においては、このように二度にわたって株主総会の決議又は取締役会の決議を要するものとすることに対して消極的な意見も出された。そこで、B案のとおり、補償契約の締結についてのみ株主総会の決議又は取締役会の決議を要するものとした上で（B案の①）、取締役会設置会社においては、補償契約に基づく補償をした取締役及び当該補償を受けた取締役は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を取締役に報告しなければならないものとし、取締役会が当該補償についての相当性等について事後的に検証することができるようにすることも考えられる（B案の③）。

3 利益相反取引規制の適用除外

会社法第356条第1項（第419条第2項において準用する場合を含む。）、第365条第2項、第423条第3項及び第428条の規定は、取締役又は執行役との間の補償契約については、適用しないものとする。

4 事業報告における開示

株式会社が当該事業年度の末日において公開会社である場合において、補償契約を締結しているときは、次に掲げる事項を事業報告の内容に含めなければならないものとする。

- ① 当該契約の相手方
- ② 当該契約の内容の概要（当該契約によって当該役員等の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じているときは、その措置の内容を含む。）
- ③ 当該事業年度において当該契約に基づき株式会社が1の費用等を補償した場合には、その額

（補足説明）

本文③に掲げる事項に関して、第一読会においては、仮に、役員等が防御活動に要する費用の補償について事業報告における開示が求められるものとなる場合には、役員等が適切な防御を行った結果その役員等に責任がないとなったときであっても、当該費用について開示がされることとなり、当該役員等が違法行為に関与していたのではないかという疑いがあったことが公になるため、役員等が会社補償制度を利用すること自体を躊躇してしまうことになるのではないかという意見があった。株式会社が補償契約に基づく補償をした場合における当該補償に関する事項の事業報告における開示の在り方については、このような意見があることも踏まえて検討する必要があると考えられる。